

大連協第34号
令和2年12月14日

公益財団法人 マンション管理センター
大阪支部 御中

大阪府内建築行政連絡協議会
(防災部会)

建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告制度啓発の協力について（依頼）

平素は建築行政にご協力いただき誠にありがとうございます。建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告制度では、安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして法令で定められている建築物の所有者または管理者に、定期の有資格者に調査等をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければならないと規定されています。

つきましては、大阪府における令和3年度定期報告対象建築物に共同住宅が指定されておりますので、貴団体に所属している会員様あてに別添情報提供のご協力を賜りますようお願いいたします。

※大阪府内建築行政連絡協議会は、大阪府内特定行政庁の連携を図るとともに、意見交換や情報提供等を推進し、もって建築行政の円滑かつ適正な運用を図ることを目的とした協議会です。

※大阪府内特定行政庁とは、建築主事を置く市町村及び都道府県です。特定行政庁は大阪市・豊中市・堺市・東大阪市・吹田市・高槻市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・茨木市・岸和田市・箕面市・門真市・池田市・和泉市・羽曳野市です。それ以外の地域では大阪府が特定行政庁です。

【連絡先：大阪府内建築行政連絡協議会 防災部会事務局】

大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築安全課
監察・指導グループ 澤田・高橋

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 27 階

電話 06-6210-9729

Eメール kenchikushido-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp

建築物の安全のため、 定期報告を行いましょ！



定期報告制度とは

法律によって定められた特定建築物等について、定期的に調査・検査を行い、特定行政庁に報告する制度です。
(建築基準法第12条第1項及び第3項)

特定建築物は3年ごと、建築設備・防火設備は1年ごとに定期報告書を提出しなければいけません。

報告しないと何が問題？

定期報告をせず、建築物に不具合があった場合、事故や災害が発生する危険性が高くなります。

被害が出た場合には、所有者・管理者が責任を問われることとなります。

令和3年度は『共同住宅』が提出対象です。

大阪府内特定行政庁 定期報告行政担当部署

担当市町村	担当部署	TEL
大阪市	【建築】大阪市 都市計画局 建築指導部 監察課	06-6208-9312
	【設備】大阪市 都市計画局 建築指導部 建築確認課	06-6208-9304
豊中市	豊中市 都市計画推進部 建築審査課	06-6858-2417
堺市	堺市 建築都市局 開発調整部 建築防災推進課	072-228-7482
東大阪市	東大阪市 建築部 建築指導室 建築安全課	06-4309-3245
吹田市	吹田市 都市計画部 開発審査室 監察担当	06-6384-1994
高槻市	高槻市 都市創造部 審査指導課 監察チーム	072-674-7567
守口市	守口市 都市整備部 住宅まちづくり課	06-6992-1698
枚方市	枚方市 都市整備部 開発指導室 建築安全課	072-841-1441
八尾市	八尾市 建築部 審査指導課 監察係	072-924-3852
寝屋川市	寝屋川市 都市基盤整備部 審査指導課	072-824-1181 (内線2733)
茨木市	茨木市 都市整備部 審査指導課 監察係	072-620-1661
岸和田市	岸和田市 まちづくり推進部 建設指導課 建築指導担当	072-423-9571
箕面市	箕面市 みどりまちづくり部 審査指導室	072-724-6866
門真市	門真市 まちづくり部 建築指導課 開発安全グループ	06-6902-6341
池田市	池田市 まちづくり推進部 審査指導課	072-752-1111
和泉市	和泉市 都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141
羽曳野市	羽曳野市 都市開発部 建築指導課	072-958-1111 (内線2514)
上記以外の市町村	大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築安全課	06-6210-9726

【大阪府内 定期報告書提出窓口・お問合せ先】
 一般財団法人 大阪建築防災センター 電話：06-6943-7275

